平成２６年（フ）第２６号
神戸市東灘区本山中町４丁目８番３―201号
債務者　春名　良昌
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７号
神戸市東灘区本山中町４丁目８番３―201号
債務者　春名　郁子
1　決定年月日時　平成26年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川　隆二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４７号
広島市東区温品３丁目11番９―102号
債務者　古田　泰憲
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１９号
大阪府和泉市府中町８丁目２番27―301号、前住所大阪府泉大津市豊中町３丁目13番20号ローテスハイム202号
債務者　ほっかほっか亭いづみ豊中店こと　門田　邦仁
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６３４号
大阪府泉大津市昭和町６番44―201号
債務者　西村　明子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
大阪府松原市三宅中６丁目13番32号、前住所大阪府松原市天美南４丁目８番５―306号
債務者　定　　博次
1　決定年月日時　平成26年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県姫路市亀山323、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区玉地81番地２
債務者　小山秀子こと　姜　　基先
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敬介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３６７号
北海道茅部郡森町字尾白内町540番地
債務者　梅本　秀子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
函館市上湯川町32番６―102号
債務者　菊池　　力
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０号
北海道亀田郡七飯町本町７丁目657番地５、住民票上の住所北海道北斗市七重浜７丁目９番39号
債務者　岩館　定男
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２７号
奈良県橿原市醍醐町106番地　醍醐パートナーハイツ201
債務者　丸瀬　美紀（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４２号
奈良県橿原市大久保町166番地の５　Ａ―31
債務者　山﨑　泰弘
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
奈良県香芝市狐井190番地１　優貴苑
債務者　森山　　惠
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６号
奈良県橿原市木原町85番地
債務者　辻　　邦一
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
茨城県鹿嶋市大字下津273番地50市営港ヶ丘団地１―402
債務者　羽生　篤美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第１１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―810、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字尾ケ崎1728番地１
債務者　芝田　広明
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１９３号
千葉市稲毛区宮野木町1806番地71　あさひの家３
債務者　龍元　秀宣
1　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係